

平成 28 年 3 月 4 日

市民の皆様、クレオ大阪中央ご利用の皆様及び関係者の皆様

大阪市男女共同参画推進事業体（代表者）
一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会

大阪市立男女共同参画センター中央館駐車場使用料の徴収にかかる
不適切な事務処理について（お詫び）

平素は大阪市立男女共同参画センター中央館（クレオ大阪中央）をご利用賜りますとともに、私ども事業体の事業運営に多大なご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、クレオ大阪中央の駐車場使用料の徴収にかかる不適切な事務処理という重大な事態を生じさせました件につきまして、大阪市職員の関与もあるとは言え、社会的使命を果たしていくべき財団としての責任を重く受け止め、市民、ご利用の皆様をはじめ関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいりますので、何卒よろしくお願申し上げます。

記

1. 事実経過と概要

- ・平成 27 年 9 月 15 日（火）、クレオ大阪中央駐車場料金について、ハッピーマンデー制度による休日の変更に精算機が自動的に対応できないため、機械を停止して対応することとしていたところ、担当者が失念し、平日料金の 2 割増である休日料金を徴収して過徴収が発生しました。
- ・大阪市において、遡って過去の状況を点検した結果、クレオ大阪中央が開館した平成 13 年度以降の休日の対応についても不適切な事務処理が確認されました。
- ・徴収不足が生じた状況
 - (1) 平成 13 年 10 月のクレオ大阪中央開館時～平成 21 年 12 月
休日に平日料金を課し、休日（898 日）分の徴収不足がありました。
 - (2) 改正条例を施行した平成 22 年 1 月～平成 27 年 9 月
ハッピーマンデー制度等に伴う事務処理が不適切であったため、徴収不足が 8 回、未徴収が 4 回、過徴収が 2 回発生しました。

2. 徴収不足額等への対応

- ・9 月 18 日には精算機の設定を変更し、誤りなく徴収できるよう運用しております。
- ・当財団が公益性や社会的責任を果たしていくべき財団としての責任を重く受け止め、未徴収額相当額を填補すべく（6,828,200 円、法定利息を含む）、大阪市に全額自主納付いたします。
- ・なお、過徴収分につきましては、申出があれば、領収書等で当日過徴収金額の駐車場の使用料を払っていることを確認の上返還いたします。

3. 再発防止について

今後、こうした不適切な事務処理を生じさせないよう、以下の対策を講じ再発防止に万全を期してまいります。

- ・財団職員等へのコンプライアンス意識の徹底
- ・さまざまなトラブルの発生にも迅速・的確に対処できる仕組みづくり
- ・財団としての自律的なチェック体制の確立